

日頃より、本県の宅地開発行政に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）により改正された都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第11号及び関係政省令に伴い、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和3年千葉県条例第44号。以下「改正条例」という。）が令和3年10月19日に公布され、令和4年4月1日から施行されることとなりました。

また、改正条例の施行に先立ち、開発許可制度の解説（都市計画法編）の改正を行い、「都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条による区域指定方針」を定めるとともに、その他の開発許可制度に関する基準等の整備も併せて行いましたので、下記のとおり関係する資料を送付します。

つきましては、御多忙の中、大変恐縮ですが、貴会会員に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

記

1 関係する資料

- (1) 「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について（開発許可制度関係抜粋）
- (2) 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（新旧対照表）
- (3) 開発許可制度の解説（都市計画法編）の改正の概要
- (4) 開発許可制度の解説（都市計画法編）新旧対照表
- (5) 都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例第3条による区域指定方針

2 資料の入手先

上記1 (1)	国土交通省 HP： 安全で魅力的なまちづくりを進めるための都市再生特別措置法等の改正について（開発許可制度関係抜粋） [https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000070.html]
上記1 (2)	千葉県 HP： 都市計画法の改正について（令和4年4月1日） [https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/kisei/tokeikaisei_r040401.html]
上記1 (3) (4) (5)	千葉県 HP： 開発許可制度の解説（都市計画法編）の改正について [https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/kisei/kaihatukyokaseidonokaiseitunokaisei_r040401.html]

3 留意事項

開発許可等の権限を有する市については、県の条例等は適用されません。以下に掲げる市内における相談等は、各自治体にお問合せください。

(1) 都市計画法に基づき、開発許可等の権限を有する市

千葉市、船橋市、柏市

(2) 地方自治法に基づき、開発許可等の権限を移譲している市

市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、浦安市、白井市、

(3) 令和4年度以降、地方自治法に基づき、開発許可等の権限を移譲する市

大網白里市

4 問合わせ先

千葉県県土整備部都市整備局都市計画課開発指導班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎7階

TEL : 043-223-3240 FAX:043-222-7844 e-mail:tokei2@mz.pref.chiba.lg.jp

※個別の土地に関する相談は、管轄土木事務所宅地開発主務課又は関係市町宅地開発主務課にお問合せください。